

2024 年度
「新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業」
(未来型新エネ実証制度)
公募要領

公募締切日
2024 年 9 月 20 日(金) 正午

【ご注意】

本事業への提案には、予め「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」への所属研究機関及び研究代表者の登録と、応募情報の入力が必要です。

上記登録手続きには日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって実施してください。

(詳細は、本公募要領 15 ページを参照ください)

重要

上記の e-Rad による登録手続きを行わないと、提案を受理できませんので、ご注意ください。

2024 年 8 月 9 日
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
再生可能エネルギー部

【受付期間】

2024年8月9日（金）～2024年9月20日（金）正午 アップロード完了

【提出先及び提出方法】

■以下のWeb 入力フォームから、必要情報の入力と提出書類（「5. 応募方法及び提出方法（5）提出書類」）のアップロードを行ってください。

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/5qr1jufdcs10>

■持参、郵便、FAX 又は電子メールによる提出は、受け付けません。

■アップロードするファイルは、一つのzip ファイルにまとめてください。また、各ファイルにパスワードを設定しないでください。（事務局側でファイル展開時に問題が生じた場合、再提出をお願いする場合があります。）

■提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。再提出する場合は、全ての資料を再提出してください。

■提出期限までであれば何度でも再提出可能です。

■同一の提案者から、同一の助成事業の名称で複数の提案書類が提出された場合は、最後に提出された提案書類のみを有効とします。

【留意事項】

■登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。（なお、アップロードが完了した時点で受付番号が自動返信されますが、「2. 応募の要件」を満たさない者の提案書又は不備がある提案書は不受理とします。）

■受理後であっても、応募要件の不備を確認した場合は、提案を無効とする場合があります。

■入力・アップロード等の操作途中であっても提出期限までに提出が完了できなかった場合は、受けられません。

■通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性があるため、余裕をもって提出してください。

目次

1. 事業の概要	6
(1) 背景	6
(2) 目的	6
(3) 事業の内容	7
(4) 留意事項等	7
(5) 中間評価・事後評価	7
2. 応募の要件	8
3. 留意事項	10
(1) 応募にあたっての留意事項	10
(2) 本事業以外の事業との重複応募の排除	10
(3) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応	11
(4) 研究活動の不正行為への対応	12
(5) NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口	13
4. 提出期限及び提出先	14
(1) 提出期限	14
(2) 提出先 Web 入力フォーム	14
5. 応募方法及び提出方法	15
(1) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録	15
(2) 提案に必要な書類等の作成	16
(3) 提出方法	16
(4) 提出にあたっての留意事項	17
(5) 提出書類	18
6. 秘密の保持	19
(1) 提出物の管理	19
(2) 個人情報の取扱い	19
7. 助成先の選定について	19
(1) 審査方法	19
(2) 採択審査委員会の審査基準	19
(3) 契約・助成審査委員会の審査基準	21
8. 助成先の決定及び通知	21
(1) 採択結果の公表等について	21
(2) 採択審査委員会メンバーの公表について	21
(3) スケジュール	21
9. 助成対象費用の詳細	23
10. その他の留意事項	25
(1) 経費計上について	25
(2) 助成金の支払い	26
(3) 事業期間中の研究開発成果品の取り扱い	26

(4) 取得財産の管理.....	27
(5) 産業財産権等の届出.....	27
(6) 企業化状況報告書.....	27
(7) 収益納付.....	27
(8) 追跡調査・評価.....	28
(9) マッチング会.....	28
(10) 「国民との科学・技術対話」への対応.....	28
(11) 本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて.....	28
(12) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表.....	29
(13) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処).....	29
(14) 助成事業の事務処理について.....	30
(15) 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明をした場合の対応について.....	30
(16) データマネジメントについて.....	30
(17) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況.....	30
(18) EBPMに関する取組への協力について.....	30
(19) 特許出願の非公開に関する制度の留意点.....	31
11. 問い合わせ先.....	32

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下、「NEDO」という。)では、再生可能エネルギー分野の重要性を踏まえ、また、米国の SBIR (Small Business Innovation Research) 制度をモデルに中小企業等が保有している再生可能エネルギー分野の技術シーズの開発を支援する事業として、2007 年度から「新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業」(以下、「本事業」という。)を実施しています。

本事業では、技術シーズから事業化までの研究開発の段階に応じて助成を行い、再生可能エネルギーの導入促進・普及拡大、低炭素・脱炭素化技術の開発促進に貢献し、かつ、再生可能エネルギーの主力電源化の達成に資する研究開発を支援します。

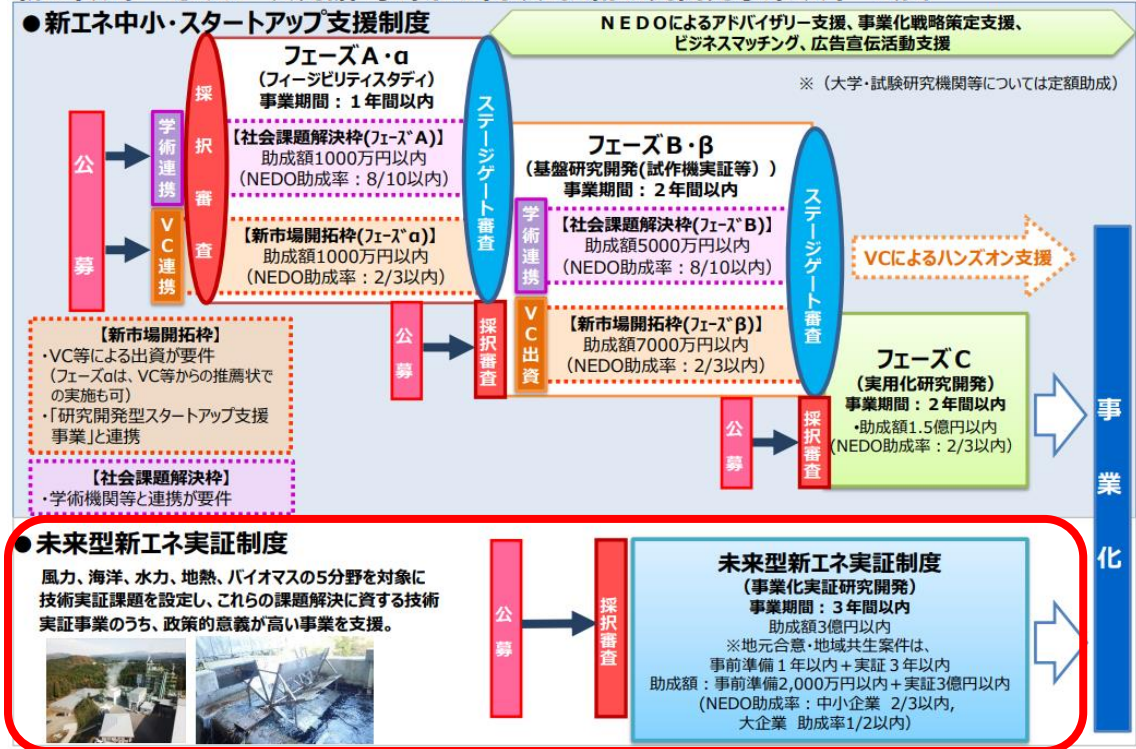
2024 年度も、「新エネ中小・スタートアップ支援制度」と「未来型新エネ実証制度」の2つの制度について公募します。

今回の公募では2つの制度のうち「未来型新エネ実証制度」に係る提案を広く募集します。「未来型新エネ実証制度」では、再生可能エネルギーの主力電源化の達成に資する技術の早期実用化に向け、実証事業に取り組む提案を公募します。

本事業による支援(助成)を希望する企業(法人に限る。以下同じ。)は、以下の要領に従って応募してください。

【事業スキーム図】

新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業 スキーム図



1. 事業の概要

(1) 背景

世界のエネルギー需要は、成長が続くアジアを中心に引き続き増加が見込まれており、気候変動問題への対応についての世界的な関心が高まっています。そのため、先進国のみならず途上国も含め、脱炭素化の流れが加速化しており、資源・エネルギーを巡る国際情勢は、近年大きく変化しています。

我が国では、「第6次エネルギー基本計画」(2021年10月閣議決定)において、2050年カーボンニュートラル及び2030年度の温室効果ガス排出削減目標(2013年度比46%削減)の実現を目指し、再生可能エネルギー最優先の原則を踏まえ、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促していくものと位置付けています。我が国の再生可能エネルギーの発電コストは着実に低減してきているものの、現在、国際水準と比較して依然高い状況です。このため、再生可能エネルギーの主力電源化に向けては、安定供給面、発電効率面、コスト面での様々な課題解決が必要です。

中でも、再生可能エネルギーの分野におけるそれぞれに異なる各エネルギー源の特徴を踏まえつつ、新たなエネルギー関連の産業・雇用・市場創出も視野に、経済性等とのバランスのとれた開発を進めていくことが重要です。

(2) 目的

本事業は、「第6次エネルギー基本計画」における「技術開発の推進」、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」(2019年6月閣議決定)における「技術のイノベーション」、「エネルギー・環境イノベーション戦略」(2016年4月総合科学技術・イノベーション会議決定)における「研究開発の推進体制」等の各政策のうち、特に、再生可能エネルギーの導入促進・普及拡大、低炭素・脱炭素化技術の開発促進に貢献し、再生可能エネルギーの主力電源化の達成に資する研究開発を支援するものです。具体的には、再生可能エネルギーの主力電源化達成に資する技術分野のうち、特に政策的意義が高い分野に絞り、その早期実用化に向け、実証事業を支援します。

また、再生可能エネルギーの急速な導入拡大に伴い、様々な事業者の参入が拡大した結果、景観や環境への影響、将来の廃棄、安全面、防災面等に対する地域の懸念が高まっていることを受け、令和6年4月に改正された再エネ特措法では、認定に当たって説明会等の実施を求めることとされています。こうした背景を踏まえ、地域共生・地元合意を図る案件については、実証研究開発実施前に行う地元合意を形成するための事前準備(最大1年間)に係る取組も支援対象とします。

加えて、福島イノベーション・コースト構想の推進につながる再生可能エネルギー分野の技術開発について支援を強化することにより、福島県浜通り地域の復興・再生に貢献します。

(3) 事業の内容

未来型新エネ実証制度の内容は以下のとおりです。

事業期間	原則として3年以内 ※1 地元合意を形成するための事前準備が必要な場合は、最大1年間の事前準備期間を設けます。	
	中小企業	大企業
事業者の企業規模	中小企業	大企業
地元合意を形成するための事前準備にかかる助成対象費用	30百万円以内	40百万円以内
地元合意を形成するための事前準備にかかるNEDO負担額	20百万円以内	
実証事業の助成対象費用 (1テーマあたり)	原則4.5億円以内	原則6億円以内
実証事業のNEDO負担額	3億円以内	
NEDO助成率	2/3以内	1/2以内

別添1にてNEDOが設定する技術分野において、発電コストの低減、立地制約の克服、長期安定電源化、地域特有の再生可能エネルギー源との共生等、再生可能エネルギーの大量導入に関する課題の解決に資する実証事業を実施します。

(4) 留意事項等

- ・ 支援対象とするテーマについては、エネルギー基本計画などの政策目標に照らし、政策的意義の高いものに限られます。
- ・ 研究開発の困難性、必要な許認可・認証等の取得、避け難い事故の発生等により、特に必要と認められる場合は、実証期間の延長を認める場合があります。

(5) 中間評価・事後評価

本事業では、事業の進捗状況、事業終了後の事業化に向けた取組の状況等を確認することを目的として、以下の評価を行います。

評価の時期	評価の種類
地元合意を形成するための事前準備	事前準備状況評価(書面審査)
中間段階 ① 実証期間が3年を超える事業 ② 実証期間が3年未満の事業	① 現地中間評価委員会 ② 現地中間技術委員会
原則として事業が終了した翌年度	終了事業者評価

ア. 事前準備状況評価

地元合意を形成するための事前準備を行い、NEDOからその助成を受けている事業を対象に、実証事業を開始する前までに地元合意が取れているか確認を行います。地元合意の見込みが立たないなど、実証事業を行うまでに地元合意の形成に至らなかった事業は、原則として実証事業の支援は行わないこととします。

イ. 現地中間評価委員会

実証期間が3年を超える事業を対象に、2年目終了時点を目途に外部有識者によ

る中間評価を行います。審査結果等が一定水準に満たない場合や、必要な許認可・認証等の取得等が完了していない場合には、抜本的な改善策や打開策等が事業者から提示され、それが認められない限り、原則として支援を中止いたします。

ウ. 現地中間技術委員会

実証期間が3年未満の事業を対象に、実証期間の半ばを目途に外部有識者による技術評価を行います。外部有識者の評価コメントや助言等を踏まえ、NEDOは採択事業者に対し、以降の研究開発や事業化に向けた取組等について改善を求めることがあります。

エ. 終了事業者評価

原則として事業が終了した翌年度に、事業期間中に得られた研究開発成果や今後の事業化に向けた計画等を評価し、審査委員からの助言等を活用いただくことを目的として、終了事業者評価を行います。

2. 応募の要件

- ア. 提案分野は、風力、海洋、水力、地熱、バイオマスの5分野のうち、別添1に掲げる技術実証課題に関するものとする。
- イ. 日本国内で登記されている企業であって、本提案に係る主たる技術開発のための拠点を国内で確保できること。
- ウ. 複数事業者で提案する場合は（以下、共同提案という。）、代表となる事業者を代表提案者とし、代表提案者以外の事業者を共同提案者とします。
- エ. 事業期間終了後1年以内での事業化を目指す具体的な内容であること。
- オ. 事業化に当たり、法的規制等がある場合には、具体的な対応策を有していること。
- カ. 事業化に当たり、具体的な知財戦略を有していること。
- キ. 実証研究を実施する場を確保していること。
- ク. 地域共生・地元合意が必要な案件については、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン(資源エネルギー庁 2024年2月策定)」^(※2)等、関連するガイドライン上において必要とされる項目に基づき、実証研究開発実施前に行う地元合意を形成するための事前準備期間に相当する計画書を提出すること。
なお、地域共生・地元合意が必要な案件で、既に上記関連するガイドライン上において必要とされる項目に基づき実施すべき事項が完了している場合には、それを確認できる証憑を提出すること。
(※2 本ガイドラインについては、以下 URL をご参照ください。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/20240220_setsumeikai.pdf)
- ケ. 予め、基礎となる技術が確立されていること。

なお、本事業において中小企業の定義は以下の通りです。

- (7) 「中小企業」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定められている下表の「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかを満たす会社(会社法[平成17年法律第86号]第2条第1項に定められている株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社)であって、みなし大企業に該当しないもの、

且つ、直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えないものを指します。ただし、事業実施期間に限って、資本金の減資や従業員数の削減を行い、事業実施期間終了後に再度資本金の増資や従業員数の増員を行う等、専ら本事業の対象事業者となることのみを目的として、資本金、従業員数、株式保有割合等を変更していると認められた場合には、申請時点にさかのぼって本事業の対象外とします。

主たる事業として営んでいる業種	【資本金基準】 資本金の額又は出資の総額	【従業員基準】 常時使用する従業員の数
イ. 製造業その他 (ロ～ハ以外)	3億円以下	300人以下
ロ. 卸売業	1億円以下	100人以下
ハ. 小売業	5千万円以下	50人以下
ニ. サービス業	5千万円以下	100人以下

(注1) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、家族従業員、臨時の従業員を含みません。又、他社への出向者は従業員に含みます。

(注2) 本事業において、「みなし大企業」とは、以下のものをいいます。

- ①発行済株式の総数又は出資総額の2分の1以上が、同一の大企業の所有に属している法人
- ②発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が、複数の大企業の所有に属している法人
- ③資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている企業
- ④大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている法人
- ⑤連結決算ベースで、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定められている上表の「資本金基準」及び「従業員基準」の双方を満たさない法人
- ⑥大企業に該当する親会社の連結決算ベースでの持分比率が100%の子会社又は孫会社
- ⑦2021年度以降の新規契約において確定している(申告済の)直近過去3年分の各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える法人

(注3) 大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者で事業を営む者をいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業者として取り扱わないものとします。

- ①中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ②廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関(ベンチャー財団)と基本約定書を締結した者(特定ベンチャーキャピタル)
- ③投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合
- ④カーブアウトベンチャー^(※3)
(※3)「カーブアウトベンチャー」とは

「カーブアウトベンチャー」とは、企業の経営陣等が事業の一部を切り出し、株式保有等ある程度の利害関係を保持し続け、また、自社の支配権もある程度保持したまま外部のリスクマネーと外部の資源を取り込んで事業を行うベンチャーの一形態です。大企業の中で埋もれた技術や人材を社外の別組織として独立させ、株式公開を目指すものです。

以下の全ての要件を満たす企業を指します。

- ①研究者が1人以上かつ全従業員の10%以上又は試験研究費等が売上高の3%以上であること(試験研究費等については、以下のURLの特別試験研究費としてください。)
https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/r5guideline.pdf
- ②未利用技術等、研究開発成果が事業化されていない技術を利用した実用化開発を行うこと。
- ③公募締切日において設立10年以内の企業であること。

(イ) ここでいう中小企業には、一般財団法人、公益財団法人、一般社団法人、公益社団法人、NPO法人、および組合等を含みません。

(ウ) 「組合等」とは、以下のいずれかに該当する組合等を指します。

- a. 産業技術力強化法施行令第6条第1項第3号に規定する事業協同組合等(技術研究組合等を含む)。
- b. aのほか、特別の法律により設立された組合及びその他連合会の要件については産業技術強化法施行令第6条第1項第3号を準用します。

3. 留意事項

(1) 応募にあたっての留意事項

- ア. 同一テーマで、先に公募した新エネ中小・スタートアップ支援制度との併願の形で提案することはできません。また、同一の研究開発内容で既に新エネ中小・スタートアップ支援制度に採択され、事業を推進中又は終了している場合、その事業中又は事業後の目標や成果が十分達成されていない場合等にも、提案することはできません。
- イ. 同一提案者が、複数のテーマで提案をすることは可能です。ただし、助成事業を実施可能な体制が適切に整備されている必要があります。(21 ページの 7. (3) イ. (ア)に記載の審査基準を参照)
- ウ. 共同提案時は、代表提案者及び全ての共同提案者が、2. 応募の要件を満たし、複数の者の役割分担を明確にする必要があります。
- エ. 代表提案者の助成対象費用は、原則として、代表提案者及び全ての共同提案者全体の対象費用の50%以上とする必要があります。
- オ. 共同研究費の総額は、代表提案者及び全ての共同提案者に対する交付決定通知書に記載される助成金総額の50%未満である必要があります。
- カ. 採択に至った場合でも、助成金の交付額は審査の結果及び予算の制約等により提案額から減額して交付決定することがあります。
- キ. 本事業では、事業の一部を委託することは認めていません。
- ク. 提案書は、日本語で作成してください。

(2) 本事業以外の事業との重複応募の排除

提案者に「不合理な重複」^(※4)、「過度の集中」^(※5)があると認められる場合には、予め提案者に事実関係を確認した上、採択を取り消すことがあります。

また、提案内容に虚偽があった場合、助成金の重複受給等が判明した場合等には、交

付決定を取り消し、助成金の返還を求めることがあります。

(※4)「不合理な重複」とは

同一の申請者（研究者）による同一の研究開発課題（研究開発費が配分される研究開発の名称及びその内容をいいます。以下同じ。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（*））が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ①実質的に同一（相当程度重なる場合も含みます。以下同じ。）の研究開発課題について、複数の研究開発費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ②すでに採択され、配分済の研究開発費と実質的に同一の研究開発課題について、重ねて申請があった場合
- ③複数の研究開発課題の間で、研究開発費の用途について重複がある場合
- ④その他これらに準ずる場合

(*）所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

(※5)「過度の集中」とは

複数事業を並行して実施することにより、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」といいます。）に当該年度に配分される研究開発費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使いきれないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ①研究者等の能力や研究方法等に照らして過大な研究開発費が配分されている場合
- ②当該研究開発課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（*）に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究開発費が配分されている場合
- ③不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ④その他これらに準ずる場合

(*）研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

(3) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費（本事業における「助成金」をいいます。この項において同じ。）の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」といいます。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（2008年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」^(※6)）といっています。）及び、「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（2004年4月1日2004年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」^(※7)）といっています。）に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

(※6)「不正使用等指針」について

経済産業省ホームページをご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

(※7)「補助金停止等機構達」について

NEDOホームページをご参照ください。

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

ア. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

(7) 当該研究費について、不正の重大性などを考慮し、全部又は一部を返還してい

たきます。

- (イ) 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結又は補助金等の交付を停止します(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大3年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います)。
- (ウ) 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、NEDOの事業への応募を制限します(不正使用等指針に基づき、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1~5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します)。
- (エ) 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も上述の(ア)~(ウ)の措置を講じることがあります。
- (オ) 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

イ. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(2008年12月3日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

- (ア) 本事業の助成にあたり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。
- (イ) 体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。
- (ウ) また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(4) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(2007年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」^(※8)という。)及び、「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(2008年2月1日 2007年度機構達第17号、NEDO策定、以下「研究不正機構達」^(※9)といいます。)に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

ア. 本事業において不正行為があると認められた場合

- (ア) 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮し、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- (イ) 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2~10年間)。
- (ウ) 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します(応募制限期間：責任の程度等

- により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)。
- (エ) 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上述の(ウ)により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
 - (オ) NEDOは不正行為に対する措置を決定した場合は、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

イ. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者(当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含みます)については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき、研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

(※8)「研究不正指針」について

経済産業省ホームページをご参照ください

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

(※9)「研究不正機構達」について

NEDOホームページをご参照ください

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

(5) NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

[連絡先]

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー 16階

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)

法務部

TEL : 044-520-5131

FAX : 044-520-5133

電子メール : helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ホームページ : https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分。)

4. 提出期限及び提出先

(1) 提出期限

提出期限： 2024年9月20日(金)正午アップロード完了

本公募要領に従い、提出書類を作成し、公募期間内(2024年8月9日(金)～2024年9月20日(金)正午必着)に、アップロードを完了してください。

期限までにアップロードを完了できなかった提案書は、いかなる理由であろうとも無効となります。書類の作成に当たっては、必ず期限内にアップロード完了するよう、余裕をもって提出してください。

書類に不備等がある場合は、原則として受理できず、また、審査の対象にはなりませんので、所定の提案書様式に従って記入してください。

持参、郵便、FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。

(2) 提出先 Web 入力フォーム

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/5qr1jufdcs10>

5. 応募方法及び提出方法

(1) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録

本事業への提案は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)^(※10)への申請手続及びe-Radへの提案書類のNEDOへの提出の2つの手続が必要となります。

これらが行われていない場合、当該提案は受理できませんので、ご注意ください。

(※10) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について

各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化する府省横断的なシステムです。

「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research And Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。「e-Rad」に関しては、以下のURLを参照してください。システムの操作方法に関する問合せは、以下のヘルプデスクにて受け付けます。

- e-Rad ポータルサイト <http://www.e-rad.go.jp/>
- e-Rad 利用可能時間帯：平日、休日共に0:00～24:00
(国民の祝日及び年末年始も、利用可能です。ただし、サービス時間内であっても、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。)
- e-Rad ヘルプデスク
電話番号：0570-057-060（フリーダイヤル）
受付時間：平日9:00～18:00 ※国民の祝日及び年末年始を除く

【手続きの概略】

以下、ア. ～エ. の手続きのうち、ア. ～イ. の手続は、既に所属研究機関及び研究代表者の登録を終え、IDを取得されている場合は不要です(ウ. ～エ. の手続は必要です。)

ア. 所属研究機関の登録

提案に当たって、応募時までには研究者等がe-Radに登録されていることが必要です。研究者等が所属する機関で、少なくとも1名のe-Radに関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はe-Radポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請をしてください。

登録手続きに時間を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

登録手続きは「研究機関向け「新規登録の方法」」をご覧ください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

イ. 研究者の登録

研究代表者の登録を行い、研究者ID及びパスワードを取得してください。

ウ. 応募基本情報の入力と「応募内容提案書」のPDFファイルダウンロード

e-Radポータルサイトへログインし、研究代表者が公募件名に対する応募情報を入力の上、「応募内容提案書」のPDFファイルをダウンロードしてください(このPDFファイルはNEDOへの提出書類として必要になります。)

エ. 応募情報の確認と登録

応募情報ファイルの内容に不備がないことを確認してから、「確認・実行」ボタンをクリックし、登録を完了してください。「確認・実行」ボタンを押下できない場合、e-Rad上での登録が完了しません。

【注意事項】

- ①提出期限までに、システムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関処理中」となっている必要があります。正しく操作しているにも関わらず、提出期限までに「配分機関処理中」とならない場合には、e-Radのヘルプデスクまで連絡し、その指示に従って、適宜、対応してください。
- ②複数事業者で提案する場合には、代表提案者及び全ての共同提案者について、事業者毎に、ア. 所属研究機関の登録とイ. 研究者の登録が必要です（共同研究先については、e-Rad登録は不要。）。
- ③複数事業者で提案する場合、「応募内容提案書」の作成、提出が必要となるのは、代表提案者のみとなります。共同提案者については、「研究分担者」として、応募内容提案書内に記載してください（以下リンク先のマニュアル、10頁②参照）。

<https://www.e-rad.go.jp/manual/02-1.pdf>

(2) 提案に必要な書類等の作成

- ア. 提案に必要な書類等は、NEDOホームページの「公募情報」の当該事業ページからダウンロードできます。「未来型新エネ実証制度提出書類」、及び「情報項目ファイル・積算表」、「財務項目ファイル」、「主任研究者研究経歴書」等をダウンロードし、提出書類を作成してください。提案フェーズと異なる提出書類を使用しないように注意してください。
- イ. 複数のテーマで提案をする場合、「情報項目ファイル・積算表」は、提案フェーズに関わらず提案テーマ毎に作成してください。作成後、必ず、エクセルデータで提出してください。
- ウ. 本事業へ提案いただいた時点で、NEDOの「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」に同意したものとみなします。なお、「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」が変更された場合は、最新のものを用います。「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」の詳細につきましては、以下のWEBページを参照してください。

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_koufukitei.html

(3) 提出方法

4. (2)「提出先 Web 入力フォーム」で以下の①～⑫を入力し、⑬をアップロードしてください。アップロードするファイルは、一つの zip ファイルにまとめてください。また、各ファイルにはパスワードは付けないでください。（事務局側でファイル展開時に問題が生じた場合、再提出をお願いする場合があります。）

提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。再提出の場合は、全資料を再提出してください。

提出された提案書を受理した際は、代表法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付します。提案受理のメールが届かない場合はその旨 NEDO にご連絡ください。

共同提案の場合は、Web入力フォームを代表提案者が入力してください。

■入力項目

- ① NEDO「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」への同意確認

- ②助成事業の名称（※11）
- ③提案者名（※11）
- ④助成事業の概要（※11）
- ⑤提案フェーズ
- ⑥提案カテゴリー
- ⑦利害関係者（※11）
- ⑧連絡責任者＜提案者＞：氏名
- ⑨連絡責任者＜提案者＞：所属
- ⑩連絡責任者＜提案者＞：役職名
- ⑪連絡責任者＜提案者＞：電話番号
- ⑫連絡責任者＜提案者＞：メールアドレス
- ⑬提出書類（(5) 提出書類のアップロード）

※11 利害関係の確認について

- ・ NEDO は、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部有識者による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じています。
- ・ NEDO は、採択審査委員の選定段階で採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることとしています。具体的には、NEDO から②助成事業の名称、③提案者名、④助成事業の概要を事前に採択審査委員へ提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。
- ・ 従って、④助成事業の概要については、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載してください。
- ・ ⑦利害関係者については、NEDO が採択審査委員を選定する上で利害関係者と考えられる者がいる場合に、任意で記載をお願いします。
- ・ なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合があります。

(4) 提出にあたっての留意事項

- ・ 再提出は、提出期限までであれば何度でも可能です。同一の提案者から、同一の助成事業の名称で複数の提案書類が提出された場合は、最後に提出された提案書のみを有効とします。
- ・ 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを提出期限までに完了させてください。（なお、受付番号の表示がされた場合であっても、「2. 応募の要件」を満たさない者の提案書又は不備がある提案書は、不受理とします。）
- ・ 受理後であっても、応募要件の不備を確認した場合は、提案を無効とする場合があります。
- ・ 入力・アップロード等の操作途中であっても提出期限までに提出が完了できなかった場合は、受け付けられません。
- ・ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性があるため、余裕をもって提出してください。
- ・ 共同提案の場合、Web入力フォームは代表提案者がまとめて入力してください。
- ・ 提案書に不備があり、期限までに修正できない場合は、提案を無効とします。
- ・ 無効となった提案書その他の書類は、NEDOにて破棄します。

(5) 提出書類

以下の提出書類をアップロードしてください。

以下の書類を準備し、必ずチェックリストに沿って内容を確認した上でご提出ください。
PDF ファイルは以下の番号毎に分割し、ファイル名は提出書類欄の名称としてください。(例：③事業の要旨)
必要書類、電子データがアップロードされていない場合、又は、不備がある場合は不受理とします。

○・・提出必須 △・・対象者のみ (提出任意)

番号	提出書類	提出形式	代表提案者	共同提案者	共同研究先
1	提案用書類等チェックリスト	Excel	○	—	—
2	課題設定型産業技術開発費助成事業提案書 (様式第1)	PDF	○	○	—
3	事業の要旨	PDF	○	—	—
4	助成事業実施計画書 (添付資料1)	PDF	○	—	—
5	企業化計画書 (添付資料2)	PDF	○	—	—
6	事業成果の広報活動について (添付資料3)	PDF	○	—	—
7	非公開とする提案内容 (添付資料4)	PDF	○	—	—
8	法人案内パンフレット等 (法人経歴のわかるもの) (添付資料5-1)	PDF	○	○	—
9	直近3年分の決算報告書 (貸借対照表及び損益計算書) (添付資料5-2)	PDF	○	○	—
10	e-Rad 応募内容提案書 (添付資料6)	PDF	○	(※1)	(※1)
11	福島イノベーション・コースト構想対象地域における案件チェックリスト (添付資料7)	PDF	△	—	—
12	ユーザー候補からの推薦書 (添付資料8)	PDF	△	—	—
13	事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料 (添付資料9)	PDF	△	—	—
14	ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況 (添付資料10)	PDF	△	—	—
15	主任研究者研究経歴書 (別添1)	PDF	○	○	—
16	その他の補助金制度との関係等 (別添2)	PDF	○	○	—
17	利害関係のある評価者 (別添3)	PDF	○	—	—
18	実証設備設置に係る合意書 (別添4)	PDF	○	—	—
19	地域共生・地元合意が必要な案件に係る実証前の実施事項 (添付資料11)	PDF	○	○	—
20	履歴事項全部証明書 (一通) (別添5)	PDF	○	○	—
21	直近3年分の納税証明書 (別添6)	PDF	○(※2)	○(※2)	—
22	情報項目ファイル・積算表 (別紙2)	Excel	○	—	—
23	財務項目ファイル (資金計画、資金繰り表、財務データ)	Excel	○(※2)	○(※2)	—

(※1) 共同提案者、共同研究者も代表提案者が代表して e-Rad へ研究分担者として登録ください。

(※2) 21、23の提出書類は助成率2/3を適用する事業者のみ提出ください。

6. 秘密の保持

(1) 提出物の管理

NEDO は提出された提案書について、本事業の採択審査のために用いることとし、NEDO 内で厳重に管理します。ただし、審査の実施に当たり、提出書類の写しを NEDO から審査委員に送付することがあります。

なお、テーマ名、法人名、連絡先については、本事業の運営改善に資するアンケート、ヒアリング等の調査に利用することがあります。

(2) 個人情報の取扱い

個人情報については、個人を特定できない状態にした上で、統計資料等に利用することがありますが、それ以外に利用することはありません(法令等により提供を求められた場合を除きます。)

7. 助成先の選定について

(1) 審査方法

外部有識者による採択審査委員会と NEDO 内に設置する契約・助成審査委員会の二段階で審査します。

まず、提出された提案書をもとに、外部有識者による書面審査を行います。なお、審査の過程で、必要に応じて資料の追加やプレゼンテーションの実施を依頼する場合があります。

プレゼンテーションを依頼する場合、プレゼンテーション審査の日時・場所等は、NEDO から、提案書に示された「連絡責任者」に連絡します。なお、プレゼンテーション審査を要する旨の連絡から審査当日までの期間が、1 週間程度となる場合があります。プレゼンテーション資料の様式については、公募締切後、提案書に示された「連絡責任者」へ連絡します。

また、審査の一環として、NEDO から提案者に対して、財務状況等のヒアリングを実施する場合があります。ヒアリングの日時・場所等は、提案書に示された「連絡責任者」に連絡します。

採択審査委員会の結果を踏まえ、契約・助成審査委員会において NEDO が定める基準等により審査を行い、最終的に採択者を決定します。

なお、上記審査は非公開で行われ、審査の経過その他の審査に関する問い合わせには、一切応じることができません。

(2) 採択審査委員会の審査基準

審査基準は、以下のとおりです。ただし、以下の提案については、他項目の審査結果にかかわらず採択いたしません。

- ・ 選択された技術実証課題の分野における解決すべき技術実証課題の記載がないもの。(本公募要領 20 ページ、「ア. 技術審査(イ)」参照)
- ・ 市場ニーズや競合ビジネスに関する説明の記載がないもの。(本公募要領 20 ページ、「イ. 事業化審査(ア)」参照)

ア. 技術審査

- (ア) テーマが、従来技術や競合技術と比較して、優位性や独自性が高い技術シーズであって、基礎となる技術が確立されていること。

- (イ) 技術実証の目標が、合理的な根拠と見込み顧客のニーズに基づき、具体的かつ定量的に設定されており、選択された技術実証課題の分野における解決すべき技術実証課題が、明確に示されていること。
- (ウ) 技術実証の結果として得られる製品が具備すべき性能、仕様等が、合理的な根拠に基づき、事業化に向けて適切なものとなっていること。
- (エ) テーマは、政策的意義の高い分野であり、化石燃料の使用量削減、エネルギー需給ギャップの解消に加え、自立運転システム、非常電源、CO2削減等に活用され得る等、国民生活や社会経済に対する波及効果が大きい内容であること。
※再生可能エネルギー導入量、CO2削減量、市場創出効果(金額やシェア)等の形で、具体的な成果の予測を定量的に示すこと。
- (オ) 技術実証の計画、実施体制等が適切なものとなっており、また、研究開発の成果が、事業期間終了後1年以内に実用化できる可能性が高いこと。

イ. 事業化審査

- (ア) 事業化計画の内容が、市場ニーズ等を踏まえたものとなっており、競合するビジネスと比較して、優位性が高いこと。
- (イ) 事業化計画の内容が、費用対効果を十分に考慮していること。
- (ウ) 製品開発に必要な特許又はノウハウを保有している、あるいは、学術機関等の共同研究先や協力企業等からのライセンス供与が確実であること。
- (エ) 事業期間終了後1年以内に事業化を達成するためのマイルストーン、ビジネスフォーメーション(協力企業、販売代理店等の社外体制も含む。)と役割分担等が、具体的に示されていること。
- (オ) 事業化に当たり、法的規制等がある場合には、具体的な対応策を提示すること。
また、地域共生・地元合意が必要な案件については、説明会及び事前周知措置実施ガイドライン(資源エネルギー庁 2024年2月策定)等、関連するガイドライン上必要な項目に基づく実証研究開発実施前に行う地元合意を形成するための事前準備期間に相当する計画が適正であるか、もしくは、既にも上記関連するガイドライン上必要な項目に基づき実施すべき事項が完了している場合には、それが確認できること。
- (カ) 事業化に当たり、知財戦略等が、十分に具体化されていること。

なお、採択審査にあたり、以下の要素で加点を行います。

- ・政策的観点から、「福島イノベーション・コースト構想」の対象地域で実施される提案であって、同地域への貢献度が特に見込まれる提案については、加点対象となります。
- ・賃上げを実施することを表明した企業等に対して採択審査段階で加点します。事業年度のタイミングによっては、賃上げの対象年度が前後することは可とします。また、共同提案者を含む提案の場合、加点対象となるのは代表提案者が表明した場合のみとします。
- ・平成28年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第24条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況として、女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし)

し認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)に対しては加点します。

(3) 契約・助成審査委員会の審査基準

以下の審査基準に基づいて助成先を決定します。

ア. 採択審査委員会の結果を踏まえ、提案の内容が次の各号に適合していること。

(ア) 助成事業の目標が、NEDOの意図を踏まえていること。

(イ) 助成事業の方法、内容等が優れていること。

(ウ) 助成事業の経済性が優れていること。

イ. 本事業における助成先の事業遂行能力が、以下の各号に適合していること。

(ア) 助成事業を行う体制が整備されている、又は整備される予定があること。(NEDOからの要請に適切に対応できることを含む。)

(イ) 助成事業に必要な設備が整備されている、又は整備される予定があること。(NEDOからの要請に適切に対応できることを含む。)

(ウ) 経営基盤が確立されていること。

(エ) 関連分野の開発等に関する実績を有していること、又は実績のある学術機関等の共同研究先や協力企業等からの協力が得られること。

(オ) 助成事業の実施に関して、NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

8. 助成先の決定及び通知

(1) 採択結果の公表等について

受理した提案については、採択、不採択に拘らず、その結果を書面(電子ファイルを含む)により通知します。

また、採択したテーマ等については、NEDOのホームページ等で公表します。不採択としたテーマ等については、当該提案者に対してのみ、不採択理由と共に、結果を通知します。

また、採択に当たって附帯条件等がある場合(例:実施体制の見直し等)は、その旨を通知文に明記します。

(2) 採択審査委員会メンバーの公表について

採択結果の公表時に、併せて公表することとします。

(3) スケジュール

2024年8月9日(金)	公募開始
9月20日(金)正午	公募締切
10月上旬~10月下旬(予定)	事前審査(書面審査)
10月下旬~11月上旬(予定)	事前審査(プレゼンテーション審査)
	※対象者のみ
11月下旬(予定)	契約・助成審査委員会
12月上旬(予定)	助成先の決定

2025 年 1 月中旬(予定)

交付決定通知の発出

※なお、上記スケジュールの公募期間については、状況等により、期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は NEDO ホームページにてお知らせします。

本事業の概要説明、公募手続き、提案書の書き方等についての説明会は、オンライン形式で開催します。

9. 助成対象費用の詳細

「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」に定める経費項目に従います。助成の対象となる費用は、本事業のためにのみ使用される機械装置等費、労務費、その他経費及び共同研究費です。本事業以外の事業でも使用するものは、助成対象外です。

なお、地元合意を形成するための事前準備期間において助成の対象となる費用は、労務費及びその他経費（地元合意を形成するための事前準備に係る経費に限ります。）のみです。

費目毎の内容は、次のとおりです。

I. 機械装置等費

1. 土木・建築工事費

プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うために必要な経費

※建屋の建築工事費等、処分制限期間が長い資産を取得するための経費を計上する場合、その使用目的や期間の目途等を確認の上、場合によっては修正を求めることがあります。

2. 機械装置等製作・購入費

助成事業に必要な機械装置、その他備品の製作、購入に要する経費

3. 保守・改造修理費

プラント及び機械装置の保守(機能の維持管理等)、改造(主として、価値を高め、又は、耐久性を増す場合)、修理(主として、現状を回復する場合)に必要な経費

※保守費の計上対象は、NEDO 委託費又は助成事業費で購入し、かつ、当該研究開発に使用するための装置に限ります。

※改造費については NEDO 委託費又は助成事業費で購入した装置等以外も計上対象となりますが、改造部分の取り外しが可能等、改造部分が明確に区別できる場合に限ります。

II. 労務費

1. 研究員費

助成事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等の人件費

2. 補助員費

助成事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費(正社員も可)

※本助成事業で使用する労務費単価は、「時間単位」とします。労務費単価は、原則として健保等級から NEDO が定めるルールに基づいて算出します。健保等級適用者以外の労務費単価については、NEDO が別途定めるルールに基づいて算出します。

III. その他経費

1. 消耗品費

助成事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品費等の製作又は購入に要する経費

2. 旅費

助成事業を実施するため、特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費

※学会等の目的で旅費を計上する場合は、学会名、参加者等を明示してください。

3. 外注費

助成事業の実施に必要な加工、分析、部品／ソフトウェア製作等の請負外注に係る経費

※研究開発要素がある業務は、外注することができません。

4. 諸経費

前述の1～3のほか、助成事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、学会等参加費等

IV. 共同研究費

本事業のうち、共同研究契約等に基づき、国内の共同研究先(提案者以外の公的研究機関)が行う研究開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、前述のⅠ～Ⅲに定める項目に準じます。

なお、学術機関等における共同研究費については、同交付規程第6条第2項に基づき、定額助成します。(NEDOが当該共同研究費を各技術開発フェーズの助成率に関わらず100%負担します。)

ただし、一般財団法人及び一般社団法人等を共同研究先として登録する場合、これらの機関には提案フェーズに応じた助成率が適用されます。

- ① 共同研究を行う場合には、予め交付申請書に記載することが必要です。
- ② 共同研究費の総額は、代表提案者及び全ての共同提案者に対する交付決定通知書に記載される助成金総額の50%未満である必要があります。
- ③ 共同研究費を計上する場合は、費目別の内訳を提示してください。その際、以下のA)～C)にご留意ください。
 - A) 助成事業者の従業員が、共同研究機関に出向する場合には、当該出向者の労務費は、共同研究費の中で計上することはできません。
 - B) 共同研究機関が購入する機械設備等、取得財産に係る費用は、共同研究費の中で計上することができますが、この場合、「当該取得財産の耐用年数の期間中は、当該取得財産を助成金の交付の目的に沿って使用する」旨の文言を、共同研究契約書に記載してください。
 - C) 共同研究機関で発生する間接経費を計上可能です。間接経費率の上限は、以下のとおり、共同研究機関によって異なります。
 - ・大学・国研等(国公立研究機関、国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、ならびに国立研究開発法人、独立行政法人及び地方独立行政法人)については、本事業の直接経費の30%が上限となります。
 - ・大学・国研等以外の学術機関等については、本事業の直接経費の10%が上限となります。
 - ・学術機関等以外の共同研究機関(一般財団法人及び一般社団法人等)については、間接経費を計上することはできません。
- ④ 共同研究契約を締結するに当たり、以下のA)～F)にご留意ください。
 - A) 共同研究費で購入した取得財産は、以下をすべて満足する場合に限り、共同研究先の帰属となります。
 - ・共同研究先が、学術機関等であること。
 - ・「共同研究契約により取得した財産は共同研究先の帰属とする」旨が、共同研究先の規約や規定で定められていること。

- ・「共同研究契約により取得した財産は共同研究先の帰属とする」旨の文言が、共同研究契約書の中に記載されていること。
- B) 共同研究契約書の中で、以下に示す趣旨の文言を記載してください。
- ・“共同研究先”（以下「甲」という。）と“提案者”（以下「乙」という。）は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が助成する“事業名”の一環として、次の各条によって共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。
 - ・当該取得財産の耐用年数の期間中は、当該取得財産を助成金の交付目的に沿って使用する。
 - ・本契約に関する経理書類の閲覧を申し出ることができ、閲覧の申し出があった場合は、これに応じなければならない。
- C) 助成事業者は、共同研究契約締結時に共同研究費の金額の妥当性が説明できるよう、共同研究機関から、予め積算内訳(支出計画)を入手しておいてください。
- D) 共同研究契約の締結は交付決定日以降とし、契約期間は助成事業期間内とします。
- E) 共同研究機関から、必ず経費発生調書又は決算報告書、収支報告書の提出を求めてください。
- F) 海外機関及び国内の民間企業との共同研究については、費用計上を認められません。

10. その他の留意事項

本事業の事務手続及び経理処理は、原則として以下の URL にある「課題設定型産業技術開発費助成事業事務処理マニュアル（以下、「助成事業マニュアル」という。）」に準じますが、一部運用が異なる部分があります。

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_2024.htm

本事業では、「助成事業マニュアル」よりも、原則として以下の内容を優先します。

(1) 経費計上について

ア. 必要理由書

機械装置等製作・購入費、諸経費(外注費、消耗品費等)で 50 万円以上(税込)の物品等を購入する場合又は外注する場合は、必要とする理由を「必要理由書」に記載し、発注前に NEDO に提出してください。また、上述の場合以外でも、NEDO から、同理由書の提出を求める場合があります。

イ. 機械装置等費

土木・建築工事費は、助成の対象が限定されています。以下の点にご留意ください。

(ア) 特殊な環境を必要としない施設整備は、対象外となります。

(イ) クリーンルームは、必要最小限に限ります。

(ウ) プラントを覆う建物は、対象外(毒物等を取り扱う場合を除く。)となります。

- (イ) 撤去費の計上は、原則として、認められません。ただし、研究開発の実施において、NEDOが必要と認めるものについては、計上を認める場合があります。詳細は、NEDO 担当者にご相談ください

ウ. 労務費

「助成事業マニュアル」では、研究員(登録研究員)は、4 つに区分されていますが、本事業で労務費を計上する場合には、当該区分のうち、時間単価適用者のみ選択できます。

このうち、健保等級適用者は、必要に応じて対象者の「被保険者標準報酬決定(又は改定)通知書」の提示又は閲覧を求めることがあります。

また、健康保険等級適用者以外は、個別に月給額を算定し、必要な場合は日額、時間単価に換算した単価を適用します。

なお、NEDO の判断により、必要に応じ、助成先における過年度分の支払実績等を確認、考慮の上、助成事業開始時等に NEDO による確認を受けた金額を適用することとします。

エ. 月次経理業務

毎月第 5 営業日を目途に、前月分までの従事日誌の提出と予算執行状況の報告を行っていただきます。

(2) 助成金の支払い

NEDO は、必要があると認めるときは、助成期間の中途に助成事業の実施に要する経費の一部を助成先に支払います。これを「概算払」といいます。

これに対し、助成期間完了後(確定検査完了後)に手続される最終の経費の支払を「精算払」といいます。

概算払は、原則として、助成事業者の支出実績額等に応じて、年間 4 回実施します。ただし、NEDO が必要と認める場合は、毎月 1 回を限度に、概算払請求を行うことも可能です。

支払い対象は、概算払を行う月の前月末迄の支出実績額分となります。助成対象額に、助成率を乗じた金額を支払います。詳しくは、NEDO 担当者にご相談ください。

本事業では、労務費以外の計上基準は、支払ベース(実績主義)のみとし、労務費は、検収ベース(発生主義)としています。ただし、外注先等へ、前渡金で支払いを終えた場合でも、成果物等の検収を終えていない場合については請求の対象とはなりませんので、ご注意ください。

また、概算払を受けるに当たり、発注、納品、受領、検収、請求、支払を確認できる証憑類の提示及び必要理由書等の提出を求めます。

(3) 事業期間中の研究開発成果品の取り扱い

本事業の目的は、あくまで研究開発を主眼としているため、事業期間中は、その成果品(有形、無形を問わない)を販売することは認められません。したがって、外部機関における技術評価を目的とした成果品の提供であっても、対価を得て提供すること(有償サンプルや有償デモ等)や、成果の一部分を使って収入を得ることは、原則として認められません。

(4) 取得財産の管理

ア. 本事業における取得財産の所有権は助成事業者にあります。これを処分しようとするときは、あらかじめ NEDO の承認を受ける必要があります。

詳細は、「助成事業マニュアル」の「XⅢ. 助成事業終了後の手続等」を参照してください。

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_2024.htm

助成事業により取得した機械等の財産又は効用の増した財産については、助成事業の完了後においても処分制限期間内については善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って効果的運用を図ることとなっており、NEDO が別に定める期間内に当該資産を助成金の交付の目的外（他研究への転用、商用生産、廃棄、売却等）に使用する時は、事前に承認を受ける必要があります。なお、当該資産を処分（目的外使用）することにより収入金があった時は、NEDO の請求に応じ収入金の一部を納付しなければならない場合があります。他研究への転用、商用生産、廃棄等の場合は、原則として残存簿価を収入金とみなします。

イ. NEDO では、処分制限取得財産等を補助目的たる事業の遂行に支障を来さない範囲で、一時的に（当該年度を超えない範囲で）行う転用又は貸付けを行う場合、経済産業省通達「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」に準じた取扱いを行います。

詳細は以下 URL を参照してください。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/org_daijin_kaikei2.html

ウ. 本助成金で取得した固定資産等に関しては、圧縮記帳^(注)を適用することが可能です。

(注) 圧縮記帳：新たに取得した固定資産の帳簿価格を助成金相当額だけ減額、つまり圧縮して記帳することによって圧縮した減額分だけ損金に算入し、益金の額と相殺的な効果をもたせることにより直接的な課税が生じないようにする制度です。なお、詳細は税務署・税理士等に確認してください。

(5) 産業財産権等の届出

助成事業者は、助成事業に基づく発明、考案等について産業財産権等を事業期間、又はその終了後 5 年間に届出願、取得、譲渡若しくは実施権を設定した場合には、NEDO に届出書を提出する必要があります。

(6) 企業化状況報告書

事業期間の終了年度の翌年度以降 5 年間は、毎年、企業化状況報告書を NEDO に提出してください。

(7) 収益納付

ア. 企業化状況報告書により、助成事業の実施結果の実用化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及び助成事業の実施結果の他への供与による収益が認められた場合は、原則、その収益の一部に相当する金額を NEDO に納付していただきます。

イ. 収益納付額の合計は、助成金の確定額を上限とします。

ウ. 収益納付すべき期間は、事業期間の終了年度の翌年度以降5年間とします。

(8) 追跡調査・評価

事業期間終了後、成果の発展状況を把握するために、追跡調査・評価をお願いする場合があります。

(9) マッチング会

本事業では、助成事業者の研究開発成果を、ビジネスの発展に繋げるため、将来の協業や出資等の支援を見越し、採択事業者と事業会社・投資会社等が、事業紹介や商談等を行う「マッチング会」の機会を設けます。未来型新エネ実証制度の採択事業者については、各事業者のバリューチェーンを念頭に置いた事業化体制構築を促進するため、原則として、マッチング会等へ参加していただきます。

(10) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業では、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」(※12)という。)に関する経費の計上が可能です。

本事業において「国民との科学・技術対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に、活動実績を盛り込んで報告してください。

(※12)「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)

総合科学技術会議ホームページをご参照ください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(11) 本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて

ア. 本事業では、報道機関その他への成果の公開や発表等については以下のとおりとします。

(ア) 本事業の成果、実用化、製品化に係る発表又は公開(取材対応、ニュースリリース、製品発表等)を実施する際は、事前に、NEDOに報告してください。特に、記者会見や、ニュースリリースについては、事前準備等に鑑み、必ず公開の3週間前に報告してください。

(イ) 上記報告は、原則として文書や電子媒体(電子メール等)でお願いします。

(ウ) 公開や発表等の内容の調整は、NEDOと事業者の間で、両者合意のもとで協力して効果的な情報発信に努めることとします。

(エ) 公開や発表に当たっては、NEDO事業の成果として得られたものであることを、必ず明示してください。なお、その場合には、NEDOの了解を得て、NEDOのシンボルマークを使用することができます。発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、以下の記載例を参考にしてください。

【発表又は公開する場合の記載例】

「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の事業において得られたものです。」

【事業化等について発表又は公開する場合の記載例】

「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の事業

において得られた成果を(一部)活用しています。」

(12) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(2010年12月7日閣議決定)に基づき、採択決定後、「事業成果の広報活動について(添付資料3)」(全フェーズ共通の提出書類)のとおり、NEDOとの関係に係る情報をNEDOのウェブサイトで公表することがあります。

(13) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

ア. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき、輸出規制(※13)が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

(※13)輸出規制：我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械等、ある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

イ. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)又は特定類型(※14)に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品等の技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリ等の記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練等を通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等も含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

(※14)非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

ウ. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります(※15)。本助成事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。全事業者を対象として交付決定時において、本助成事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本助成事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

(※15)輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

エ. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

(7) 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>)

- (イ) 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- (ウ) 一般財団法人安全保障貿易センター モデルCP（内部規程）
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- (エ) 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

(14) 助成事業の事務処理について

助成事業の事務処理については、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。助成事業事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDO が運用する「NEDO プロジェクトマネジメントシステム（PMS）」を利用していただくことが必須になります。

PMS の詳細については、以下リンク先を参照してください。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/nedopms.html>

なお、PMS の利用に際しては、以下の利用規約に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

利用規約：<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>

(15) 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明をした場合の対応について

表明した賃上げが実施されなかった場合には、速やかに NEDO に理由書を提出してください。また、賃上げが予定通り行われなかった旨を公表（自社 web ページ等）していただきます。（ただし、賃上げをできないやむを得ない事情があると認められる場合には、その限りではございません。）

(16) データマネジメントについて

「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（2021 年 4 月 27 日、統合イノベーション戦略推進会議）を踏まえ、研究開発により生じたデータのうち管理対象データとしたものについては、データマネジメントプランの策定、メタデータの付与等を各事業者においてご対応いただくようお願いいたします。NEDO の事業で指定するデータマネジメントプランの様式、メタデータの様式については以下に掲載しています。

<NEDO プロジェクトにおけるデータマネジメントについて>

https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00003.html

(17) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

提案書の実施体制に記載される助成先について、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況を記載していただきます。

(18) EBPM に関する取組への協力について

EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）（※16）の取組を政府として推進すべく、提案時から事業終了時まで提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含まれます）については、効果的な政策立案や、政

策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合があります。本事業への応募にあたっては、上記のEBPMに関する取組への協力に同意したものとみなします。

(※16) 政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとするものです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していくEBPMの推進は、2017年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。

(19) 特許出願の非公開に関する制度の留意点

ア. 特許出願の非公開に関する制度

助成事業者は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（以下、「経済安全保障推進法」という）に基づく特許出願の非公開制度（2024年5月1日施行）において出願人又は発明共有事業者としての義務を遵守することが求められます。例えば、以下の点について特に留意が必要です。

- ・ 同制度により安全保障上極めて機微な発明を含むものとして保全指定された出願の機密情報について開示の禁止及び厳格な管理が求められます（経済安全保障推進法第74条及び第75条）。
- ・ また、政令で定める特定技術分野に属する発明は保全対象の発明でないことが明らかとなるまで外国出願（PCT出願を含む）が禁止されます（経済安全保障推進法第78条）。したがって外国出願を行う際には、特定技術分野との関係に十分に留意してください。

これらの義務に違反した場合には、罰則が科せられ得るため、十分に留意してください。

特許出願の非公開に関する制度一般の内容については以下をご覧ください。

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/patent.html

イ. 同制度に伴うNEDOへの技術情報の提示についての留意点

また、特許出願に関する詳細な技術情報であって、以下に該当する場合については、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明の構成を開示する詳細な形では、原則としてNEDOに提示してはいけません。公募時に提出する提案書及びその他提出書類もこの考え方に準じますので、十分ご留意ください。

- ・ 当該特許出願が本制度による保全指定中
- ・ 当該特許出願が特許庁による内閣府への送付の要否の選定中（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない特許出願は除く）
- ・ 当該特許出願が内閣府による保全審査中
- ・ 特許出願を予定している技術情報（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない技術情報は除く）

ただし、プロジェクトマネジメントにおける必要性等からNEDOが求めた場合には、NEDOが指定する方法で提示する必要があります。

11. 問い合わせ先

本事業の内容に関するお問い合わせは、2024年9月19日(木)までに限り、以下の連絡先まで、平日10:00~12:00及び13:00~17:00の間にご連絡ください。

問い合わせは、原則、E-mailのみで受け付けます。電話対応をご希望の場合、E-mailにお名前、電話番号、問い合わせ内容を記載のうえ、ご連絡ください。事務局より折り返しお電話をします。

[問い合わせ先]

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)

再生可能エネルギー部 シーズ開発・事業化支援ユニット

電子メール : venture-pfg@nedo.go.jp

【ご案内】SBIR 制度による支援措置について

本事業は、SBIR 制度の「2024 年度特定新技術補助金等」として指定される予定のもので、本事業の助成先のうち、中小企業は、その成果を利用した事業活動を行う場合に、各種支援措置を受けることができます。なお、支援措置のご利用に当たっては、個別の支援措置ごとに支援機関の審査や確認を受ける必要があります。

SBIR 制度とは、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に基づき、中小企業者等の新技術を利用した事業活動を支援するため、関係省庁が連携して、中小企業者等による研究開発とその成果の事業化を一貫して支援する制度です。

支援措置の概要は、以下をご参照ください。

<https://www.csti-startup-policy.go.jp/>